

1. 改正の概要

グリーン化特例の一部見直し及び延長の措置が講じられます。

(1) 自動車税のグリーン化特例(軽課)の区分が見直されます。

(平成29年4月1日から平成31年3月31日までの新規取得分に適用する)

(2) グリーン化特例の適用期限が2年間延長されます。

(軽課については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの新規取得分に適用し、重課については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに、取得から一定期間を超えているものに適用する)

【自動車税のグリーン化特例(軽課)の見直し】

改正前		
区分		標準税率に対する 軽減率
次世代自動車	電気自動車等(※1)	
ガソリン車 ・ ガソリン ハイブリッド車	H17 排出ガス基準 △75%達成 (※4)	H32燃費基準 +10%達成(※5)
		H27燃費基準 +20%達成(※6)
	上記以外	概ね 75%軽減
		概ね 50%軽減
		—

改正案		
区分		標準税率に対する 軽減率
次世代自動車	電気自動車等(※1)	
ガソリン車 ・ ガソリン ハイブリッド車	H17 排出ガス基準 △75%達成 (※4) or H30 排出ガス基準 △50%達成 (※7)	H32燃費基準 +30%達成(※5)
		H32燃費基準 +10%達成(※5)
	上記以外	概ね 75%軽減
		概ね 50%軽減
		—

※1 電気自動車等とは、電気自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車(※2)、クリーンディーゼル乗用車(※3)をいう。

※2 天然ガス自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに限る。改正案では平成30年排出ガス規制に適合するものも対象

※3 クリーンディーゼル乗用車とは、平成21年排出ガス規制に適合している乗用車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)をいう。改正案では平成30年排出ガス規制に適合するものも対象

※4 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車をいう。

※5 エネルギー消費効率が平成32年度燃費基準値より10(又は30%)以上燃費性能が良い自動車をいう。

※6 エネルギー消費効率が平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能が良い自動車をいう。

※7 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車をいう。